

四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第70号

四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則
四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則（平成15年四日市市規則第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(助成対象となる医療費の範囲) 第3条 (略) 2 (略) 3 <u>前2項の規定にかかわらず、過去に助成の決定を受けた治療が終了した日以前に終了した治療に係る医療費は、助成の対象としない。</u>	(助成対象となる医療費の範囲) 第3条 (略) 2 (略)

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(こども未来部こども保健福祉課)